

## 6章 取り組みを無理なく継続させるために

### 1. 地域と学校が連携して農業・農村体験に取り組む際の役割分担について教えてください。

学校が地域と連携して農業・農村体験に取り組む際、学校、農家、農業関係組織（JA等）の関係者でそれぞれの役割について、十分な協議を行い分担を明確にしておくことが重要です。

主な役割を示すと、活動主体として位置づけられる学校は、子どもたちの学習としての活動計画を組み立て、実践、評価を行います。農業関係組織（JA等）は、学校からの活動の相談への対応、準備における支援、実践における支援を受け持ちはます。農家は子どもたちの指導・交流および日常的な管理の受託等を分担します。

対象者	主な役割	具体例
学 校	子どもたちの学習における活動の主体	活動目標の設定・活動内容の計画 学習活動の実践・地域（農業関連組織・農家等）との連絡
農業関連組織	活動相談の窓口 活動の支援	農家の紹介・農地の紹介（地域のNPO等が担う場合もある） 技術指導・準備（資材等）における支援 子どもたちとの交流
農 家	活動の支援	農地の提供 技術指導・準備等における支援 圃場管理作業等の受託 子どもたちとの交流
その他	多様な活動内容における相談・支援	農産加工や道具づくり等の相談・支援 行政・自治会・商工会・青年女性グループ・栄養士・NPO・高齢者グループなど

## 2. 活動の継続に大切な、活動経費、安全対策についてアドバイスしてください。

### (1) 活動経費について

通常の学校教育活動の一環として活動経費を捻出することは、大きな出費の場合必ずしも容易ではありませんが、教育委員会において総合的な学習の時間などの活動経費を別に計上して学校の活動を支援している例があります。また、行政やJA等が活動経費の一部を補助している例もあります。

農業体験への取り組みにおいては、現在関係者による提供やボランティアが多くのケースを占めますが、今後継続的な活動していくことを考へるのであれば、地方公共団体において、学校の体験活動の経費を確保することが望まれます。経費の性質によっては、実費を学校側や保護者が負担することが適切なものもあるでしょう。

農業体験の主な経費として次のような要素があげられます。

#### ①謝礼(作業委託費・利用料等)

農地借地・農業機械・施設利用等に対する謝礼

農地管理作業委託（水道料等含む）・技術指導に対する謝礼

#### ②道具・資材

種苗代・資材（肥料等）費・道具費等

#### ③食材費

食材（収穫祭等）費等

#### ④保険料

団体傷害保険等

#### ⑤その他

事務費・通信費・交通費（バス等で移動する際）・雑費など

### (2) 安全対策について

子どもたちは突然思いもよらない行動を起こす時があります。また、天候が急変するなど体験活動には突発的な要素も少なくありません。こうした時、準備段階での備えや子どもたちが事前学習において体験学習の内容や安全対策を予備知識として持っていることが重要です。

次に安全対策における主な留意点を示します。

#### ①事前に準備する安全対策

- ・ 学校と地域の打ち合わせ（保護者への事前連絡）
- ・ 活動現場の下見（活動現場の安全確保）
- ・ 安全な移動ルートの確保（交通量の多い道を避けるなどの対策等）
- ・ 病気やけが発生時の受け入れ病院等の確認

- ・ 団体傷害保険等への加入
- ・ 子どもたちへの事前説明の徹底
- ・ 子どもたちの活動に目が行き届くスタッフ配置の工夫  
(問題発生時におけるスタッフ間の連絡網の準備)

### ②当日行う安全対策

- ・ 天候や活動状況による活動計画の再確認
- ・ 子どもたちの健康状態の把握
- ・ 子どもたちへの注意事項の説明
- ・ 活動中及び後片づけ時の安全確保の徹底

### ③その他

- ・ 道具の清掃やかたづけの徹底
- ・ 作業段取りの明確化など

### **3. 取り組みを継続・発展させる上で、有効な方法等あればアドバイスしてください。**

地域と学校が連携する農業・農村体験の取り組みは、一度スタートすると多くの場合、その活動の継続を希望する声が出されます。しかし、活動助成の打ち切り等、条件が整わず継続が困難になるケースも少なくありません。

地域で活動を継続させるために、工夫している取り組み等を次に示します。

#### **(1) 地域で協議会を設置し、活動を支える**

教育関係者や農業関係者、自治会や商工会、各種住民グループ等により体験学習を支える協議会を地域で設置する例が増えています。地域が一致団結して活動を支え、様々な問題や課題に直面した際、各方面からの協力が容易になります。

※平成13年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、学校内外を通じた子どもたちの体験活動の充実を促進していくこととされました。そのために、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関、団体と連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネイト等を行う支援センターを設置するなどの推進体制整備が進められています。（「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」平成14年度・文部科学省）同事業を活用し、協議会や支援センターを設置し、それらの取り組みを継続的に生かすことが考えられます。

#### **(2) 地域における体験活動の情報窓口を設置**

学校には、地域における支援組織等の情報があまりない場合もあり、学校のニーズと地域の支援の橋渡しが重要になります。宮城県古川町ではNPO組織が「総合学習お助け帳」と銘打った、地域における体験活動の支援組織や人材情報が掲載された冊子を発行しています。こうした媒体があると、学校は地域と格段に結びつきやすくなります。

#### **(3) フォーラムや研修会等を企画し、関係者の情報交換や技術・ノウハウの向上を促す**

取り組みを継続するにつれ、先生や農業関係者等の大人の側も技術やノウハウが積み重なり、次第に手際よく活動を進めることができます。

こうした関係者の知識・技術等を一層、高める上で、フォーラムや研修会等による情報交換、ノウハウ等を切磋琢磨することが大切です。また、最近では「ワークショップ」など、ただ話を聞く場ではなく、参加者が積極的に参加し、具体的な活動を伴う会議が催されており、こうした手法を取り入れるのも良いでしょう。

## 事例 地域が協議会を設置し学校の農業体験を支える(石川県小松市)

小松市立苗代小学校では子どもたちの農業体験を進めるために、学校で学年別の4つの部会および推進委員会を組織し、それらの活動を地域の農家・JA・地域ボランティア・PTAがサポートしています。特に活動の中心となるビオトープづくりについては、多数の地域住民の協力により「イグサの会」が組織され、地域が学校活動を支える体制が組まれています。

### ■活動の概要

苗代小学校では、平成11年から6年生が取り組んだ池づくりの発展活動として、平成13年度に児童が描いた設計図にもとづき6ヶ月間延べ500人の地域ボランティアが協力し、総面積13a、水路全長74mの巨大なビオトープづくりに取り組みました。



子どもたちと地域の支援者による手づくりのビオトープ

米以外にも、全校生徒による学校農園でサツマイモ、とうもろこし、大豆、トマト、キュウリ、なす、ヘチマ、かぼちゃなどの栽培にも取り組んでいます。

また、特産である竹やイグサの栽培・観察活動の他、JA石川中央会の「米作り体験農園事業」を活用し、地域の農家から田んぼを借り、荒起、代掻き、杵転がし、田植え、草取り、稲刈り、千歯こきによる脱穀、糲摺り、一升瓶による精米など、米作りをテーマにしたワークショップや生物観察、どろんこ遊び等も行いました。

### ■取り組みの成果

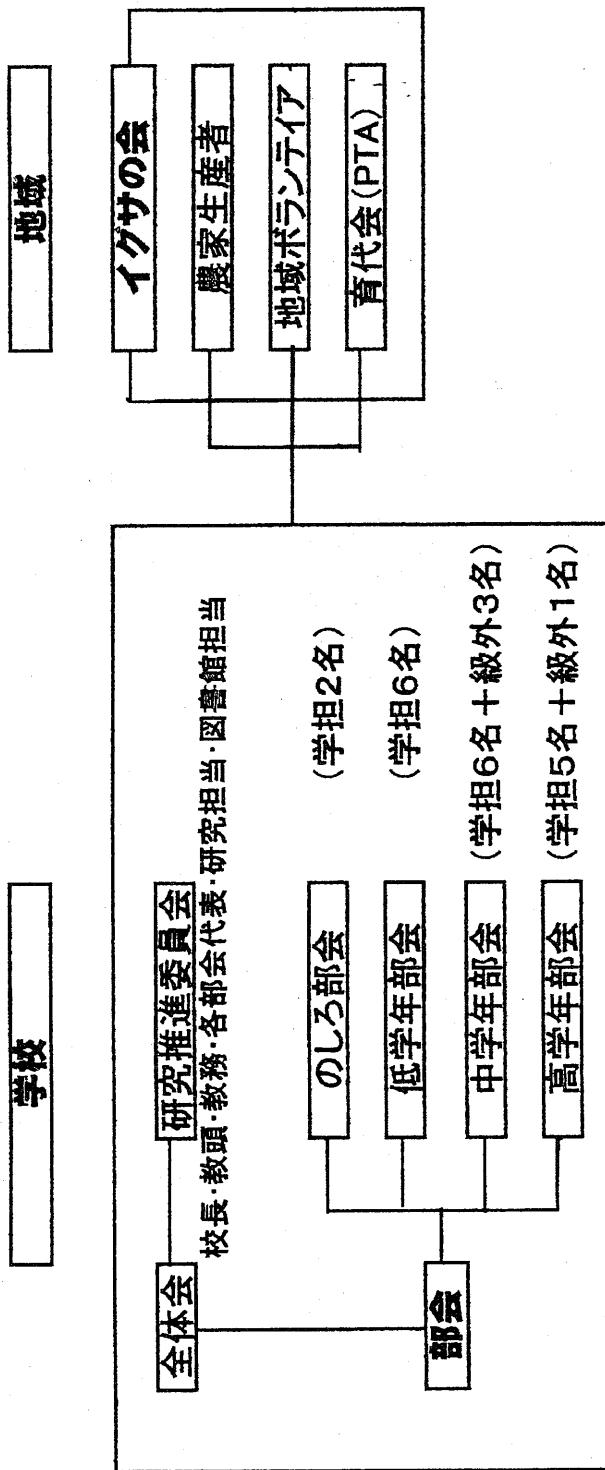
学内の組織として、4つの部会（のしろ・低学年・中学年・高学年部会）と各部会代表および校長・教頭からなる推進委員会を設置し、部会毎ならびに学年毎のテーマ決め、それぞれが活動に取り組んでいます。



休耕田でどろんこ体験

各部会の活動を、地域の農家・JA小松市苗代支店・ボランティア・育代会（PTA）がサポートしている他、ビオトープづくり活動については地域の自治会や造園業など様々な方面の応援で組織された「イグサの会」が、技術面、費用面、マンパワー、問題発生時の対応等を検討し、子どもたちの活動をバックアップしています。

## 実施体制図



小松市立苗代小学校の学校活動を支える学校・地域組織ネットワーク

## **資料 JA広島市「食農教育等における講師派遣要領」**

### (目的)

第1条 次世代を担う学童に対し、農業の経験を通じて自然や生命に触れ合い、農業と食料の問題について考える機会を提供する事で、子どもの「生きる力」を育み、また、「次世代との共生」運動に取り組むことを目的とする。

### (担当無精)

第2条 食農教育等における講師派遣に関する担当部署は営農経済部とする。

### (条件)

第3条 派遣条件は原則次のとおりとする。

- (1) 主たる施設がJA広島市管内であること。
- (2) 食農教育に関するものであること。
- (3) 種苗及び資材の一部または全部がJA広島市より購入されていること。

### (料金)

第4条 講師派遣基本料金(○○○○円(税別)/60分)とする。

ただし、交流費は徴収しないものとする。

### (申込み)

第5条 申込みについては、専用シートを使用することとする。(別添)

### (講師)

第6条 講師はJA広島市職員並びに嘱託職員で、次にあげるいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 広島県農業改良普及員
- (2) 農業高校教諭2級以上
- (3) JA営農指導員
- (4) CONE認定自然体験活動リーダー又は中級/インストラクター又は上級/コーディネイタ

一

**資料 JA広島市「食農教育申込シート」**

JA広島市 営農経済部 営農指導課 行き（返信）

**食農教育申込みシート**

作成日：平成 年 月 日

学校名			校長名		
所在地					
電話・FAX	電話	FAX	担当者名		
学年		学級数		児童数	
学習期間	一 月 ~ 月				
総授業時間数	延 時間 ( 時間 × 回)				
希望作物					
農地が必要な場合、農地希望所在地					
予算					
現状について					
その他要望					